

平成29年9月13日

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の  
基盤強化に関する法律(通称:地域未来投資促進法)」に基づく  
工場立地法の特例措置に関する条例制定のガイドラインを公表します

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(平成29年6月2日公布、7月31日施行)に基づき、市町村は、同法に基づく「基本計画」において「工場立地特例対象区域」を指定し、国の同意を受けた場合、工場立地法の特例措置として、緑地面積率及び環境施設面積率を条例で定めることができます。

そこで、同法に基づく条例制定にあたっての基本的な考え方と条例の参考モデルを記載したガイドラインを公表いたします。

- (別紙1) 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく工場立地法の特例措置に関する基本的な考え方について
- (別紙2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項に基づく条例について
- (別紙3) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項に基づく条例を廃止する条例について
- (別紙4) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項に基づく条例を一部改正する条例について
- (別紙5) 条例作成に当たっての留意点

(本発表資料のお問い合わせ先)

地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課

担当者: 荒川、中川

電話: 03-3501-1511(内線 2772)

03-3501-0645(直通)

03-3501-6231(FAX)

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく工場立地法の特例措置に関する基本的な考え方について

1. 特例措置の制度概要について

(1) 特例措置の適用

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)における、工場立地法(昭和34年法律第24号)に係る特例措置の概略は以下の通りとなります。

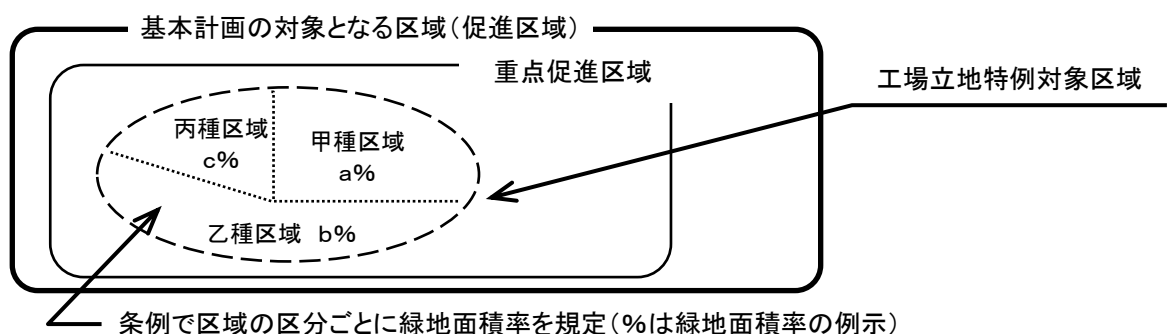
まず、地域未来投資促進法における工場立地法の特例措置を適用するためには、以下の3点が前提となります。

- ① 市町村及び都道府県が共同して、地域未来投資促進法第4条に基づき、「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画」(同法第4条第1項に規定。以下「基本計画」という。)を作成します。  
なお、同法第7条の規定による「地域経済牽引事業促進協議会」が組織されているときは、基本計画の作成時に、同協議会との協議をしなければなりません。
- ② その際、「基本計画」に、重点促進区域を定めた市町村は「工場立地特例対象区域」(地域未来投資促進法第9条第1項に規定)を指定します。
- ③ 上記内容を盛り込んだ「基本計画」に関する国の同意を得ます。

上記の措置がなされることにより、市町村は、工場立地特例対象区域における工場又は事業場の緑地面積率等について、国の定める基準の範囲内で、区域の区分ごとの条例(地域未来投資促進法第9条第1項に基づく条例(以下「地域未来投資促進法緑地率条例」という。))を定めることが可能となります。

(2) 特例措置の制度構造

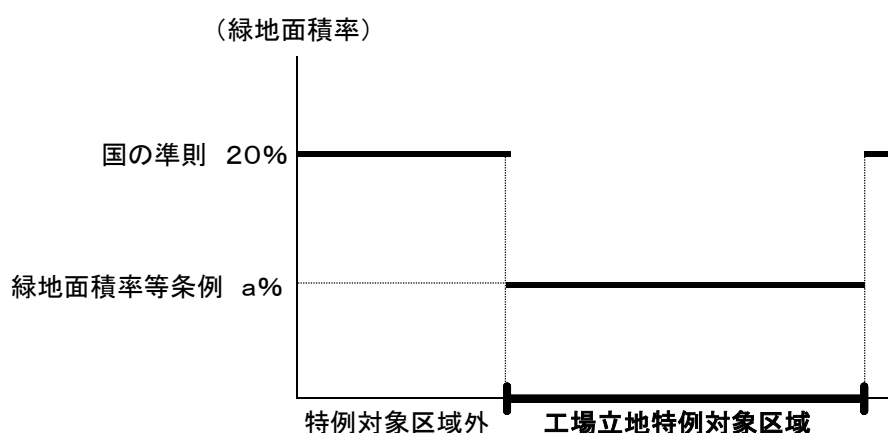
上述の通り、工場立地法の特例措置は、基本計画に定める促進区域及び重点促進区域の存在を前提にしているものであり、特例措置の構造を図解すると下図の例のとおりとなります。



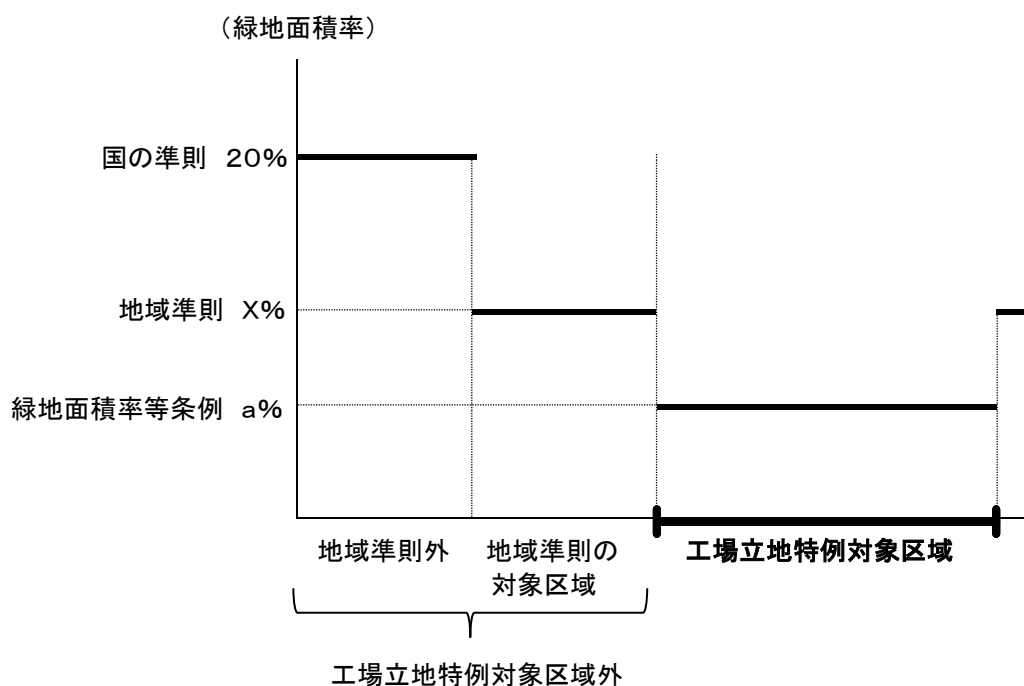
(1)で述べた「地域未来投資促進法緑地率条例」は、工場立地法第4条第1項の規定に基づき、国により公表された準則に代えて適用すべき準則として定めることとなります。

工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく市町村により定められた準則(以下「地域準則」という。)がある場合には、当該地域準則に代えて適用すべき準則となります(図1、図2参照)。

(図1) 地域準則が定められていない場合



(図2) 地域準則が定められている場合



### (3) 特例措置の終了

基本計画が終了する場合、基本計画に定められた工場立地特例対象区域も無くなるため、地域未来投資促進法緑地率条例も効力を失うこととなります。

同条例が失効するパターンは以下の3つが想定されます。

- ①基本計画の計画期間が満了する場合
- ②基本計画の計画期間満了前に市町村が自主的に当該計画を終了する場合
- ③基本計画の計画期間中に、市町村が(計画中の他の部分は維持したまま)、工場立地特例対象区域を廃止(一部変更を含む(※))する場合

(※)基本計画の計画期間中に工場立地特例対象区域が一部変更となった場合には、当該変更により、工場立地特例対象区域についてのみ、条例が失効することとなります。

## 2. 地域未来投資促進法に基づく条例制定について

地域未来投資促進法における工場立地法の特例措置に関連した条例としては、以下の3つが想定されます。

- ①地域未来投資促進法緑地率条例
- ②地域未来投資促進法緑地率条例を廃止する条例
- ③地域未来投資促進法緑地率条例を一部改正する条例

①は、特例措置の適用を行うための条例です。特例措置の適用される区域の範囲の指定、緑地及び環境施設の面積率等について定めるものです。

②は、基本計画の終了等に伴い、①を廃止するための条例であり、また、廃止に伴う経過措置等について、定めるものです。

③は、基本計画の改正等に伴い、特例措置の適用される区域の範囲や緑地及び環境施設の面積率等の改正、適用区域の範囲変更により特例措置の対象外となる区域に対する経過措置等について定めるものです。

## 3. 工場立地特例対象区域を廃止(一部変更を含む)することに伴い、基本計画を変更する場合の注意事項

地域未来投資促進法における工場立地法の特例措置は、基本計画の中で工場立地特例対象区域を指定した市町村が、地域未来投資促進法緑地率条例を制定することにより適用されることから、基本計画が変更され、工場立地特例対象区域の廃止(一部変更を含む)が行われる場合は、当該基本計画の変更日と地域未来投資促進

法緑地率条例の一部改正の日付が同一となることが求められます。

具体的な注意事項としては、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第1項に規定する基本計画等に関する省令」で定められている基本計画の変更の協議書(様式第2)の「1 変更しようとする事項」に、当該変更が効力を有することとなる日付を明記します。

同意を得た場合には、当該日付をもって基本計画が変更とされるよう手続きを行うとともに、地域未来投資促進法緑地率条例の廃止又は改正を行う条例についても、当該日付と同一の日付で施行することが必要です。

なお、「地域経済牽引事業促進協議会」が組織されている場合には、同協議会と十分に調整を行ってください。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
第9条第1項に基づく条例について

今回の特例措置適用に当たっては、まず、地域未来投資促進法緑地率条例を制定することが必要です。

国においては、地域未来投資促進法第9条第2項に基づき、「緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての基準」(平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号)を公表しています。

この基準の範囲内で、市町村が工場立地特例対象区域について区域を区分し、それぞれの区域に適用される緑地面積率等を定めることとなります。

なお、「企業立地促進法第10条第1項に基づく緑地面積率等条例(※)」(以下「企業立地促進法緑地率条例」という。)を制定している市町村においては、当該条例を改正することで、地域未来投資促進法緑地率条例を制定することも可能ですが、その場合は、必要に応じて、企業立地促進法緑地率条例の経過措置等を定める必要があります。

※企業立地促進法における工場立地法の特例措置を適用するための条例

【条例を新たに制定する場合】

(本則)

第1条 (趣旨)

本条例の趣旨を定めます。本条例が、国準則(あるいは地域準則)に代えて適用すべきものであることを明記します。

第2条 (定義)

本条例における用語の定義を定めます。

第3条 (区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

本条例の最も重要な規定です。「緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての基準」に基づき、特例措置の適用を受ける地域を「甲種区域」「乙種区域」「丙種区域」にそれぞれ区分し、緑地面積率、環境施設面積率をそれぞれ定めます。

第4条 (既存工場等に係る面積の算定)

国が公表している準則の備考欄にある、いわゆる既存工場等(昭和49年6月28日時点で既に設置されている又は設置のための工事が行われている工場又は事業場を指す。以下同じ。)の緑地及び環境施設の面積の算定方法について、本条例においても定めます。

なお、「企業立地促進法に基づく工場立地法の特例措置に関する条例制定のガイドライン」では、既存工場等に係る面積の算定については、条例の制定、改正毎に附則で規定する参考例を示していましたが、今回は本則の条文に入れる例で示しています。

これにより、適用地域を変更する改正（第3条の改正）を行う際に、既存工場等に係る面積の算定に関する規定を、再度、附則で記載する必要がなくなります。

（附則）

第1条（施行期日）

施行日を定めます。

#### 【企業立地促進法緑地率条例を改正して制定する場合】

企業立地促進法緑地率条例が、平成19年7月30日に公表した「企業立地促進法に基づく工場立地法の特例措置に関する条例制定のガイドライン」別紙2の参考1（参照として、最後に別添として付けています。）に基づいて制定されていることを前提に改正方法を示します。

（本則）

以下の点について、改正、制定を行います。

- ・条例名、第1条に引用されている法律名の改正。
- ・改正後の区域の範囲、緑地等の面積率の制定。
- ・既存工場等に係る面積の算定方法の制定。

（附則）

第1条（施行期日）

施行日を定めます。

第2条（区域の範囲に関する経過措置）

企業立地促進法に基づく「企業立地重点促進区域」において、地域未来投資促進法に基づく「工場立地特例対象区域」の対象外となる区域がある場合、対象から外れる区域については、企業立地促進法の基本計画が効力を有する間は、改正前の条例が適用される経過措置を定めます。

なお、対象から外れる区域がない場合は、本条の制定は不要です。

第3条（同意企業立地重点促進区域に関する経過措置）

本条例改正により、対象から外れる区域について、企業立地促進法の基本計画が失効した時の経過措置を規定します。既存工場の緑地及び環境施設の面積の算定方法と同様の考え方にに基づき、経過措置を定めます。

なお、前条を制定しない場合は、本条の制定は不要です。

(参考1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
第9条第1項に基づく条例【条例を新たに制定する場合】

〇〇市条例第〇号

〇〇市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第9条第1項の規定に基づき、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)**【〇〇市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき準則を定める条例(平成〇〇年条例第〇号)により定められた準則】**に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

**【】書は工場立地法第4条の2第1項に基づく地域準則が定められている場合に置き換える。**

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、工場立地法の規定の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の施設面積に対する割合
甲種区域	〇〇町△丁目、…	a 以上	x 以上
乙種区域	△△町□丁目、…	b 以上	y 以上
丙種区域	□□町○丁目、…	c 以上	z 以上

(既存工場等に係る面積の算定)

第4条 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場(以下「既存工場等」という。)が第3条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設的面積の変更(生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

第4条第1項の計算式は、届出既存工場の生産施設面積の変更に伴う、緑地及び環境施設の必要量の算定式を定めたものである。

一 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

第4条第1項第



$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( a - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( a - \frac{G_0}{S} \right) > aS - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq aS - G_1$ とし、

$aS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 $G$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $G_0$ 、 $S$ 及び $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積

$P$  当該変更に係る生産施設的面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

$S$  当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

## 二 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( x - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( x - \frac{E_0}{S} \right) > xS - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq xS - E_1$ とし、

$xS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 $E$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $E_0$ 、 $S$ 及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E$  当該変更に伴い設置する環境施設的面積

$P$  当該変更に係る生産施設的面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

1号の計算式中の「 $a$ 」は、第3条の表において甲種区域に設定される区域の緑地面積率を挿入したもの。

例えば、甲種区域の緑地面積率を18%に設定した場合は「0.18」となる。

第4条第1項第2号の計算式中の「 $x$ 」は、第3条の表において甲種区域に設定されている区域の環境施設面積率を挿入したもの。

例えば、甲種区域の環境施設面積率を23%に設定した場合は、「0.23」となる。

S 当該既存工場等の敷地面積  
 E<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

2 法準則別表第一の上欄に掲げる二以上の業種に属する既存工場等が、第三条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

一 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( a - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( a - \frac{G_0}{S} \right) > aS - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq aS - G_1$ とし、

$aS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、G、n、P<sub>j</sub>、γ<sub>j</sub>、G<sub>0</sub>、S及びG<sub>1</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P<sub>j</sub> 当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

γ<sub>j</sub> j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

G<sub>0</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

二 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( x - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( x - \frac{E_0}{S} \right) > xS - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq xS - E_1$ とし、

第4条第2項の計算式は、届出既存工場が複数業種を営んでいる場合の生産施設面積の変更に伴う緑地及び環境施設の必要量の算定式を定めたものである。

計算式中の「a」は前述のとおり。

計算式中の「x」は前述のとおり。

$xS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 $E$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $E_0$ 、 $S$ 及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E$  当該変更に伴い設置する環境施設の面積

$n$  当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係る $j$ 業種に属する生産施設の面積

$\gamma_j$   $j$ 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

$S$  当該既存工場等の敷地面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

3 前二項の規定は、既存工場等が第三条の表における乙種区域又は丙種区域の区域の範囲内に存する場合について準用する。この場合において、乙種区域の区域の範囲内に存する既存工場等については、第一項及び第二項中「a」とあるのは「b」と、「x」とあるのは「y」と読み替えるものとし、丙種区域の区域の範囲内に存する既存工場等については、第一項及び第二項中「a」とあるのは「c」と、「x」とあるのは「z」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

第4条第3項は乙種区域、丙種区域に関する計算式について、前条の規定を準用する旨を規定したものである。

「a」、「b」、「c」は、第3条の表における緑地面積率を、「x」、「y」、「z」は、同条の表における環境施設面積率を挿入する。

(参考2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
 第9条第1項に基づく条例【企業立地促進法緑地率条例を改正して制定する場合】

〇〇市条例第〇号

〇〇市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を一部改正する条例

〇〇市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成〇〇年条例第〇号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

〇〇市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第10条第1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成第19年法律第40号)第9条第1項」に改める。

第3条の表を次のように改める。

	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	〇〇町△丁目、…	a 以上	x 以上
乙種区域	△△町□丁目、…	b 以上	y 以上
丙種区域	□□町○丁目、…	c 以上	z 以上

第3条の次に次の1条を加える。

(既存工場等に係る面積の算定)

第4条 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場(以下「既存工場等」という。)が第3条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であつて、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって

「企業立地促進法第10条第1項に基づく条例」では、既存工場等に係る面積の算定は本則には規定していなかったが、本案では、本則に

行うものとする。

一 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( a - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( a - \frac{G_0}{S} \right) > aS - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq aS - G_1$ とし、

$aS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 $G$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $G_0$ 、 $S$ 及び $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積

$P$  当該変更に係る生産施設の面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

$S$  当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

二 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( x - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( x - \frac{E_0}{S} \right) > xS - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq xS - E_1$ とし、

$xS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 $E$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $E_0$ 、 $S$ 及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E$  当該変更に伴い設置する環境施設の面積

$P$  当該変更に係る生産施設の面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の

設けることとしている。

第4条第1項第1号の計算式中の「 $a$ 」は、第3条の表において甲種区域に設定される区域の緑地面積率を挿入したもの。

例えば、甲種区域の緑地面積率を18%に設定した場合は「0.18」となる。

第4条第1項第2号の計算式中の「 $x$ 」は、第3条の表において甲種区域に設定される区域の環境施設面積率を挿入したもの。

例えば、甲種区域の環境施設面積率を23%に設定した場合は、「0.23」となる。

面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

2 法準則別表第一の上欄に掲げる二以上の業種に属する既存工場等が、第三条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であつて、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

一 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( a - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( a - \frac{G_0}{S} \right) > aS - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq aS - G_1$ とし、

$aS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、G、n、P<sub>j</sub>、γ<sub>j</sub>、G<sub>0</sub>、S及びG<sub>1</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P<sub>j</sub> 当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

γ<sub>j</sub> j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

G<sub>0</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

計算式中の「a」は前述のとおり。

二 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( x - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( x - \frac{E_0}{S} \right) > xS - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq xS - E_1$ とし、

$xS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 $E$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $E_0$ 、 $S$ 及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E$  当該変更に伴い設置する環境施設の面積

$n$  当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係る $j$ 業種に属する生産施設の面積

$\gamma_j$   $j$ 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

$S$  当該既存工場等の敷地面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

計算式中の「 $x$ 」は前述のとおり。

- 3 前二項の規定は、既存工場等が第三条の表における乙種区域又は丙種区域の区域の範囲内に存する場合について準用する。この場合において、乙種区域の区域の範囲内に存する既存工場等については、第一項及び第二項中「 $a$ 」とあるのは「 $b$ 」と、「 $x$ 」とあるのは「 $y$ 」と読み替えるものとし、丙種区域の区域の範囲内に存する既存工場等については、第一項及び第二項中「 $a$ 」とあるのは「 $c$ 」と、「 $x$ 」とあるのは「 $z$ 」と読み替えるものとする。

「 $a$ 」、「 $b$ 」、「 $c$ 」は、第3条の表における緑地面積率を「 $x$ 」、「 $y$ 」、「 $z$ 」は、同条の表における環境施設面積率を挿入する。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(区域の範囲に関する経過措置)

第2条 旧条例(この条例の規定による改正前の条例をいう。以下同じ。)の適用を受けた特定工場(工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場をいう。以下同じ。)であつて、旧区域(旧条例の第3条の表(以下「旧表」という。)で区域の範囲に掲げられた区域のうち、この条例による改正後の第3条の表で区域の範囲に

第2条は、区域変更によって対象から外れる区域も、企業立地促進法に基づく計画が効力を有する間

掲げられていないものをいう。以下同じ。)に存するものは、旧表を適用するものとする。

- 2 前項の規定は、旧条例に係る同意企業立地重点促進区域(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号。)第10条第1項に規定する区域をいう。以下同じ。)の廃止により、その効力を失う。

(同意企業立地重点促進区域に関する経過措置)

第3条 次項に定める場合を除き、旧条例の適用を受けた特定工場であって旧区域に存するものは、旧条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止後に生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)第2条【〇〇市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成〇〇年条例第〇号。以下「地域準則条例」という。)第〇条】の規定に適合する緑地及び同準則第3条【同条例第〇条】の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

- 一 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( R - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( R - \frac{G_0}{S} \right) > RS - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq RS - G_1$ とし、

$RS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 $G$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $G_0$ 、 $S$ 及び $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積

$P$  当該変更に係る生産施設の面積

$\gamma$  当該特定工場が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、旧条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

$S$  当該特定工場の敷地面積

は、工場立地法の特例が適用される旨を定めており、第2項は、その適用期間を定めている。

【書は工場立地法第4条の2第1項に基づく地域準則が定められている場合に置き換える。

計算式中の $R$ は緑地面積率を表している。

地域準則が定められている場合は、 $R$ はその緑地面積率の数値に置き換えること。

地域準則が定められていない場合は、 $R$ を「0.20」に置き換えること。



$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

二 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( K - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( K - \frac{E_0}{S} \right) > KS - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq KS - E_1$ とし、

$KS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 $E$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $E_0$ 、 $S$ 及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E$  当該変更に伴い設置する環境施設的面積

$P$  当該変更に係る生産施設的面積

$\gamma$  当該特定工場が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、旧条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

$S$  当該特定工場の敷地面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

計算式中の $K$ は環境施設面積率を表している。

地域準則が定められている場合は、 $K$ はその環境施設面積率の数値に置き換えること。

地域準則が定められていない場合に、 $K$ を「0.25」に置き換えること。

2 法準則別表第一の上欄に掲げる二以上の業種に属する旧条例の適用を受けた特定工場において、旧条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止後に生産施設的面積の変更が行われるときは、同準則第2条【地域準則条例第〇条】の規定に適合する緑地及び同準則第3条【同条例第〇条】の規定に適合する環境施設的面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

一 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( R - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( R - \frac{G_0}{S} \right) > RS - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq RS - G_1$ とし、

【】書は地域準則が定められている場合に置き換える。

計算式中の $R$ は緑地面積率を表しており、 $R$ に入る数値は前述のとおり。

$RS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 $G$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $G_0$ 、 $S$ 及び $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積
- $n$  当該特定工場が属する業種の個数
- $P_j$  当該変更に係る $j$ 業種に属する生産施設的面積
- $\gamma_j$   $j$ 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合
- $G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、旧条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- $S$  当該特定工場の敷地面積
- $G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

## 二 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( K - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( K - \frac{E_0}{S} \right) > KS - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq KS - E_1$ とし、

$KS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 $E$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $E_0$ 、 $S$ 及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E$  当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- $n$  当該特定工場が属する業種の個数
- $P_j$  当該変更に係る $j$ 業種に属する生産施設的面積
- $\gamma_j$   $j$ 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合
- $E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、旧条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- $S$  当該特定工場の敷地面積
- $E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

計算式中の $K$ は環境施設面積率を表しており、 $K$ に入る数値は前述のとおり。

3 前二項の規定は、旧条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止の日から起算して10年を経過した日に、その効力を失う。

第3条第3項は、旧条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止後、旧区域に存する工場等について、経過措置の適用期間を定めたものである。

参考例として、適用期間は10年としている。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
第9条第1項に基づく条例を廃止する条例について

将来、何らかの理由で基本計画が終了する際には、地域未来投資促進法緑地率条例を廃止する条例を定めることとなります。

同条例の廃止に伴い、特例措置の適用を受けていた特定工場は、再び国の準則(地域準則が定められている場合は地域準則)の適用を受けることとなります。

このような場合には、特定工場の事業者の利益に配慮し、整備すべき緑地面積率等に係る法的な安定性を確保することが望まれます。具体的には、地域未来投資促進法緑地率条例を廃止する条例を制定する場合に、当該廃止条例中に経過措置を規定することとなります。

基本計画が終了する場合、仮に条例が廃止されなかったとしても、条例は効力を失うこととなり、事実上、同様の効果が得られますが、事業者等の混乱を避けるため、基本計画の終了と廃止条例の施行日を一致させることが求められます。

(本則)

地域未来投資促進法緑地率条例を廃止する旨を定めます。

(附則)

第1条 (施行期日)

本条例の施行日を定めます。

第2条 (経過措置)

本条例に伴う経過措置を規定します。地域未来投資促進法に基づく工場立地法の特例の適用を受けた特定工場の事業者に対しては、国が公表している準則の備考欄にある、いわゆる既存工場等(昭和49年6月28日時点で既に設置されている又は設置のための工事が行われている工場又は事業場を指す。)の緑地及び環境施設の面積の算定方法と同様の考え方にに基づき、経過措置を定めます。

第3条 (経過措置の適用期間)

前条の経過措置の適用期間を定めます。特例の適用を受けた特定工場の事業者の利益に配慮し、整備すべき緑地面積率等に係る法的な安定性を確保する観点で、合理的な期間であることが望ましいと考えられます。ここでは、参考例として、10年としています。

(参考3) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
第9条第1項に基づく条例を廃止する条例

〇〇市条例第〇号

〇〇市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例

〇〇市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成〇〇年条例第〇号。以下「市準則条例」という。)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

第2条 次項に定める場合を除き、この条例の施行前に市準則条例の適用を受けた特定工場(以下「特例特定工場」という。)において、この条例の施行後に生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)第2条【〇〇市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成〇〇年条例第〇号。以下「地域準則条例」という。)第〇条】の規定に適合する緑地及び同準則第3条【同条例第〇条】の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

一 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( R - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( R - \frac{G_0}{S} \right) > RS - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq RS - G_1$ とし、

$RS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 $G$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $G_0$ 、 $S$ 及び $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積

$P$  当該変更に係る生産施設の面積

$\gamma$  当該特例特定工場が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

【】書は工場立地法第4条の2第1項に基づく地域準則が定められている場合に置き換える。

計算式中の $R$ は緑地面積率を表している。

地域準則が定められている場合は、 $R$ はその緑地面積率の数値に置き換えること。

地域準則が定められていない場合には、 $R$ を「0.20」に置き換えること。

- G<sub>0</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- S 当該特例特定工場の敷地面積
- G<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

二 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( K - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( K - \frac{E_0}{S} \right) > KS - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq KS - E_1$ とし、

$KS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、E、P、 $\gamma$ 、E<sub>0</sub>、S及びE<sub>1</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- P 当該変更に係る生産施設的面積
- $\gamma$  当該特例特定工場が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- E<sub>0</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- S 当該特例特定工場の敷地面積
- E<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

計算式中のKは環境施設面積率を表している。

地域準則が定められている場合は、Kはその環境施設面積率の数値に置き換えること。地域準則が定められていない場合には、Kを「0.25」に置き換えること

2 法準則別表第一の上欄に掲げる二以上の業種に属する特例特定工場において、この条例の施行後に生産施設的面積の変更が行われるときは、同準則第2条【地域準則条例第〇条】の規定に適合する緑地及び同準則第3条【同条例第〇条】の規定に適合する環境施設的面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

【】書は地域準則が定められている場合に置き換える。

一 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( R - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( R - \frac{G_0}{S} \right) > RS - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq RS - G_1$ とし、

$RS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 $G$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $G_0$ 、 $S$ 及び $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積
- $n$  当該特例特定工場が属する業種の個数
- $P_j$  当該変更に係る $j$ 業種に属する生産施設の面積
- $\gamma_j$   $j$ 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合
- $G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- $S$  当該特例特定工場の敷地面積
- $G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

計算式中の $R$ は緑地面積率を表しており、 $R$ に入る数値は前述のとおり。

二 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( K - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( K - \frac{E_0}{S} \right) > KS - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq KS - E_1$ とし、

$KS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 $E$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $E_0$ 、 $S$ 及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E$  当該変更に伴い設置する環境施設の面積
- $n$  当該特例特定工場が属する業種の個数
- $P_j$  当該変更に係る $j$ 業種に属する生産施設の面積
- $\gamma_j$   $j$ 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合
- $E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の

計算式中の $K$ は環境施設面積率を表しており、 $K$ に入る数値は前述のとおり。

面積の合計を超える面積

S 当該特例特定工場の敷地面積

E<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

第3条 前条の規定は、この条例の施行の日から起算して10年を経過した日に、その効力を失う。

第3条は、本条例の施行後、当該区域の範囲に存する工場等について、経過措置の適用期間を定めたものである。

参考例として、適用期間は10年としている。



地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
第9条第1項に基づく条例を一部改正する条例について

地域未来投資促進法緑地率条例が施行されている間に、同条例の適用を受ける区域の範囲又は当該区域の範囲に適用すべき緑地面積率等を変更する必要がある場合には、同条例の一部改正条例を制定する必要があります。

また、同条例の適用される区域の範囲に変更があった場合には、同条例の適用を受けないこととなった特定工場に対しては、地域未来投資促進法緑地率条例を廃止する条例と同様に、経過措置が望まれます。

(本則)

改正後の区域の範囲、緑地等の面積率を定めます。

(附則)

第1条 (施行期日)

施行期日を定めます。

第2条 (区域の範囲を削る場合の経過措置)

区域の範囲を削る場合は、本条例に伴う経過措置を定めます。地域未来投資促進法に基づく工場立地法の特例の適用を受けた特定工場の事業者に対しては、いわゆる既存工場等の緑地及び環境施設の面積の算定方法と同様の考え方に基づき、経過措置を定めます。一方、区域の範囲を削らない場合は、本条の制定は不要です。

第3条 (経過措置の適用期間)

前条の経過措置の適用期間を定めます。特例の適用を受けた特定工場の事業者の利益に配慮し、整備すべき緑地面積率等に係る法的な安定性を確保する観点で、合理的な期間であることが望ましいと考えられます。ここでは、参考例として、10年としています。なお、前条を制定しない場合は、本条の制定は不要です。

(参考4) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
 第9条第1項に基づく条例を一部改正する条例(区域の範囲又は緑地等面積率の改正)

〇〇市条例第〇号

〇〇市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例を一部改正する条例

〇〇市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成〇〇年条例第〇号。以下「市準則条例」という。)の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のとおり改める。

	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	〇〇町△丁目、…	a 以上	x 以上
乙種区域	△△町□丁目、…	b 以上	y 以上
丙種区域	□□町○丁目、…	c 以上	z 以上

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

第2条 次項に定める場合を除き、この条例の施行前に市準則条例の適用を受けた特定工場であって、廃止区域(この条例による改正前の第3条の表で区域の範囲に掲げられた区域のうち、この条例による改正後の第3条の表で区域の範囲に掲げられていないものをいう。以下同じ。)に存するもの(以下「廃止区域特例特定工場」という。)において、この条例の施行後に生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)第2条【〇〇市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成〇〇年条例第〇号。以下「地域準則条例」という。)第〇条】の規定に適合する緑地及び同準則第3条【同条例第〇条】の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

この例は、第3条の表において、区域の範囲の変更等を行うものである。

【】書は工場立地法第4条の2第1項に基づく地域準則が定められている場合に置き換える。

一 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( R - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( R - \frac{G_0}{S} \right) > RS - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq RS - G_1$ とし、

$RS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 $G$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $G_0$ 、 $S$ 及び $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積
- $P$  当該変更に係る生産施設の面積
- $\gamma$  当該廃止区域特例特定工場が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- $G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- $S$  当該廃止区域特例特定工場の敷地面積
- $G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

二 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( K - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( K - \frac{E_0}{S} \right) > KS - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq KS - E_1$ とし、

$KS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 $E$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $E_0$ 、 $S$ 及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E$  当該変更に伴い設置する環境施設の面積
- $P$  当該変更に係る生産施設の面積
- $\gamma$  当該廃止区域特例特定工場が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- $E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の

計算式中の $R$ は緑地面積率を表している。

地域準則が定められている場合は $R$ をその緑地面積率の数値に置き換える。

地域準則が定められていない場合には、 $R$ を「0.20」に置き換える。

計算式中の $K$ は環境施設面積率を表している。

地域準則が定められている場合は $K$ をその環境施設面積率の数値に置き換える。

地域準則が定められていない場合には、 $K$ を「0.25」に置き換える。

合計を超える面積

S 当該廃止区域特例特定工場の敷地面積

E<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

2 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する廃止区域特例特定工場において、この条例の施行後に生産施設の面積の変更が行われるときは、同準則第2条【地域準則条例第〇条】の規定に適合する緑地及び同準則第3条【同条例第〇条】の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

一 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( R - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( R - \frac{G_0}{S} \right) > RS - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq RS - G_1$ とし、

$RS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、G、n、P<sub>j</sub>、γ<sub>j</sub>、G<sub>0</sub>、S及びG<sub>1</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該廃止区域特例特定工場が属する業種の個数

P<sub>j</sub> 当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

γ<sub>j</sub> j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

G<sub>0</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該廃止区域特例特定工場の敷地面積

G<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

二 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( K - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( K - \frac{E_0}{S} \right) > KS - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq KS - E_1$ とし、

$KS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

【】書は工場立地法第4条の2第1項に基づく地域準則が定められている場合に置き換える。

計算式中のRは緑地面積率を表しており、Rに入る数値は前述のとおり。

計算式中のKは環境施設面積率を表しており、Kに入る数値は前述のとおり。

これらの式において、 $E$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $E_0$ 、 $S$ 及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E$  当該変更に伴い設置する環境施設の面積

$n$  当該廃止区域特例特定工場が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係る $j$ 業種に属する生産施設の面積

$\gamma_j$   $j$ 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

$S$  当該廃止区域特例特定工場の敷地面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

第3条 前条の規定は、この条例の施行の日から起算して10年を経過した日に、その効力を失う。

第3条は、本条例の施行後、当該区域の範囲に存する工場等について経過措置の適用期間を定めたものである。

参考例として、適用期間は10年としている。

### 条例作成に当たっての留意点

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)第9条第1項に基づく条例を作成するに当たっては、次のような点に留意する必要がある。

- 1 条例の適用を受ける区域の範囲は、市町村が基本計画(地域未来投資促進法第4条に規定する基本計画をいう。)において指定した工場立地特例対象区域(同法第9条第1項に規定する区域をいう。)内であること。
- 2 工場立地特例対象区域における製造業等に係る工場又は事業場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合の設定に当たっては、地域未来投資促進法第9条第2項の規定に基づき公表された「緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準」(平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号)の範囲内で設定すること。
- 3 条例を制定するにあたっては、開発許可担当部局・都市緑地担当部局等関係部局と協議することがのぞまれること。

企業立地促進法に基づく工場立地法の特例措置に関する条例制定のガイドライン  
(別紙2) 参考1. 第10条第1項に基づく条例

〇〇市条例第〇号

〇〇市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第10条第1項の規定に基づき、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)[及び〇〇県工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき準則を定める条例(平成〇〇年条例第〇〇号)]により定められた準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、工場立地法の規定の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	〇〇町△丁目、〇〇町□丁目、 □□町◇丁目、……	a 以上	x 以上
乙種区域	△△町○丁目、△△町□丁目、 □□町○丁目、……	b 以上	y 以上
丙種区域	□□町△丁目、〇〇町×丁目、 △△町◇丁目、……	c 以上	z 以上

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(既存工場等に係る面積の算定)

第2条 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場(以下「既存工場等」という。)が第3条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、

同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

一 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( a - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( a - \frac{G_0}{S} \right) > aS - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq aS - G_1$ とし、 $aS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 $G$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $G_0$ 、 $S$ 及び $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積
- $P$  当該変更に係る生産施設的面積
- $\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- $G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- $S$  当該既存工場等の敷地面積
- $G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

二 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( x - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( x - \frac{E_0}{S} \right) > xS - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq xS - E_1$ とし、 $xS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 $E$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $E_0$ 、 $S$ 及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E$  当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- $P$  当該変更に係る生産施設的面積
- $\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- $E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- $S$  当該既存工場等の敷地面積
- $E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計



2 法準則別表第一の上欄に掲げる二以上の業種に属する既存工場等が、第三条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であつて、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

一 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( a - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( a - \frac{G_0}{S} \right) > aS - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq aS - G_1$ とし、 $aS - G_1 \leq 0$ のときは  $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 $G$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $G_0$ 、 $S$ 及び $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積

$n$  当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係る $j$ 業種に属する生産施設の面積

$\gamma_j$   $j$ 業種についての法準則別表第一の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

$S$  当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

二 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( x - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( x - \frac{E_0}{S} \right) > xS - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq xS - E_1$ とし、 $xS - E_1 \leq 0$ のときは  $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 $E$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $E_0$ 、 $S$ 及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E$  当該変更に伴い設置する環境施設の面積

$n$  当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係る $j$ 業種に属する生産施設の面積

$\gamma_j$   $j$ 業種についての法準則別表第一の下欄に掲げる割合

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設)

設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

- 3 前二項の規定は、既存工場等が第三条の表における乙種区域又は丙種区域の区域の範囲内に存する場合について準用する。この場合において、乙種区域の区域の範囲内に存する既存工場等については、第一項及び第二項中「a」とあるのは「b」と、「x」とあるのは「y」と読み替えるものとし、丙種区域の区域の範囲内に存する既存工場等については、第一項及び第二項中「a」とあるのは「c」と、「x」とあるのは「z」と読み替えるものとする。